

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年1月20日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等		
2. 都道府県名	東京都	執行機関名 中央区長	
3. 市区町村名	中央区		
4. 届出番号	12		
5. 独自利用事務の事例番号	109-1		
6. 独自利用事務の対象者	心身障害者	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年11月30日		
8. 保護評価の実施の有無	2:無		▼
9. 評価書番号			
10. 保護評価書の名称			
11. 保護評価書のURLリンク			
12. 委任関係	☐	▼	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第百六号。以下「特例条例」という。)第二条の規定により区が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和四十九年東京都条例第二十号)による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第1の項 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第百六号。以下「特例条例」という。)第二条の規定により区が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和四十九年東京都条例第二十号)による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を共有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な(障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る)とともに障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、(心身障害者)に対し、医療の一部を助成し、もって心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、(心身障害者の福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月東京都条例第20号) 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号) 特別区における東京都の事務処理特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号) 特別区における東京都の事務処理特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則(平成12年東京都規則第152号)